

10. 介護保険 (福祉課 介護保険係)

(1) 介護保険とは

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。運営は市区町村が行っています。

①介護保険加入者（被保険者）

65歳以上の人（第1号被保険者）	
サービスを利用できる人	介護や日常生活の支援が必要と認定された人 (どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません。)
40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）	
サービスを利用できる人	特定疾病により介護や支援が必要と認定された人 (交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません。)
特定疾病	加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病（16種類）
<ul style="list-style-type: none"> ●がん末期（医師が一般に認めている医学的見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り） ●関節リウマチ ●骨折を伴う骨粗しょう症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●閉塞性動脈硬化症 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ●筋萎縮性側索硬化症 ●初老期における認知症 ●脊柱管狭窄症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●後縦靭帯骨化症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●脳血管疾患 	

介護保険被保険者証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

■ 65歳以上の人・・・65歳の誕生日から翌月までに全員に交付されます。

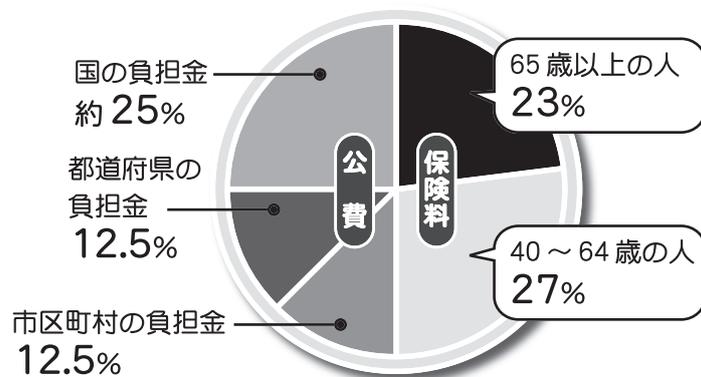
■ 40歳～64歳の人・・・認定を受けた人に交付されます。

【介護保険被保険者証が必要な時】

要介護（支援）認定の申請 介護や支援が必要となり、 要介護（支援）認定の申請を するとき。	ケアプランなどの作成 ケアプランなどの作成 依頼を市町村に届け出る とき。	サービスの利用 サービスを利用するとき。
--	--	-------------------------

②介護保険料

介護保険は、国や県、町が負担する「公費」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営しています。



○第1号被保険者（65歳以上の人）

市町ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人数に応じて、保険料の「基準額」が決まります。

市町によってサービスに必要な費用や人数が異なるため基準額も異なります。

福崎町の介護保険料額表

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入額とその他の合計所得金額※との合計が80万円以下の人	基準額×0.285	21,400
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入額とその他の合計所得金額※との合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,400
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入額とその他の合計所得金額※との合計が120万円を超える人	基準額×0.685	51,400
第4段階	・本人が住民税非課税（同一世帯に住民税課税者がいる）で、本人の公的年金等の収入額とその他の合計所得金額※との合計が80万円以下の人	基準額×0.90	67,500
第5段階	・本人が住民税非課税（同一世帯に住民税課税者がいる）で、本人の公的年金収入額とその他の合計所得金額※との合計が80万円を超える人	基準額×1.00	75,100
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が120万円未満の人	基準額×1.20	90,100
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,600
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	112,600
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	127,600

所得段階	対 象 者	保険料率	年額(円)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	142,600
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	157,700
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	172,700
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が720万円以上の人	基準額×2.40	180,200

※第5段階が基準額

※「基準額」とは各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

※保険料の基準額は3年ごとに見直されます。

65歳以上の人の介護保険料の納め方

受給している年金額※によって2種類に分かれます。65歳の誕生日の前日が属する月分から納めます。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金、遺族年金、障がい年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。

特別徴収

年金が年額 18 万円以上の人



年金から【天引き】になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から介護保険料が天引きになります。

こんな時は、一時的に納付書で納めます

- ◆ 65歳になった
- ◆ 他の市区町村から転入した
- ◆ 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- ◆ 介護保険料が増額になった
- ◆ 介護保険料が減額になった
- ◆ 年金が一時差し止めになった など

普通徴収

年金が年額 18 万円未満の人



【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 年間保険料を 7 月から翌年 3 月までの毎月（年 9 回）に分けて納めます。

口座振替が便利です（忙しい人、なかなか外出できない人）

手続き

- ◆ 介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- ◆ 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の 2 か月後からになります。



介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置が取られます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1 年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。申請により後から保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1 年 6 か月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2 年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が 3 割または 4 割に引き上げや、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

納付がむずかしい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、税務課に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

40歳から64歳までの人の介護保険料の納め方

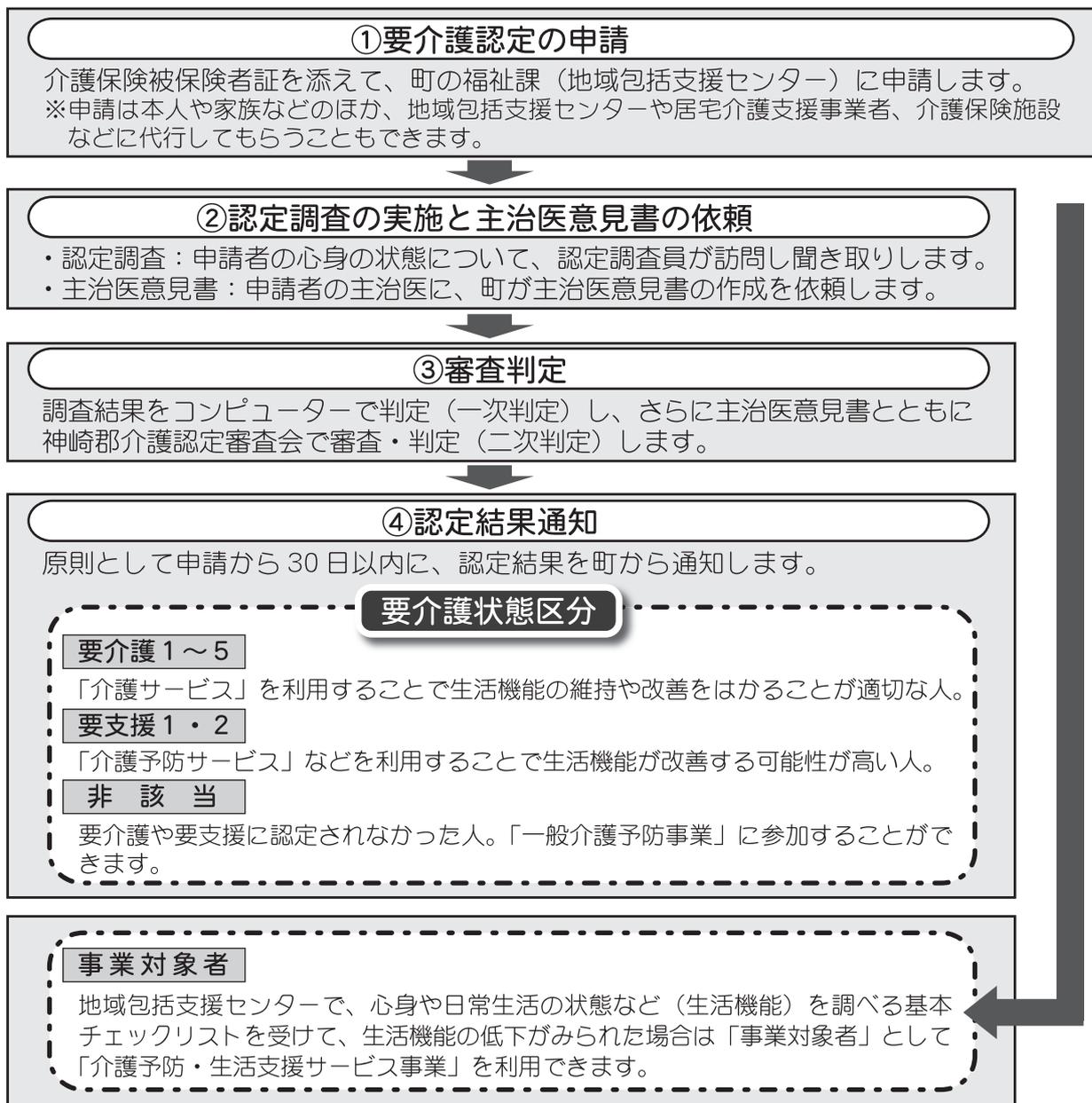
- 40歳から64歳までの人の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められます。
- 介護保険料は、加入している医療保険料と一括して納めます。

(2) 要介護（要支援）認定

65歳以上の人介護を必要とする状態になった場合、認定を受けることにより、その程度（要支援1～2、要介護1～5までの7段階）に応じて、原則としてかかった費用の1割から3割の利用者負担で介護サービスを受けることができます。40歳から64歳までの人でも特定疾病（初老期における認知症など16種類）が原因で介護を必要とする状態になった場合には、対象となります。

①要介護（要支援）認定の手続き

介護サービスを利用するためには、認定を受けることが必要です。介護が必要なときは、町の福祉課（地域包括支援センター）へ「要介護認定の申請」をしてください。



(3) 介護保険のサービス

①介護保険サービスの利用の流れ

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。（ケアプランの作成には自己負担はありません。）

要介護 1 から 5 と認定された人で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する人は介護保険施設に連絡します。

また、要支援 1・2 と認定された人及び事業対象者は地域包括支援センターに連絡します。

【要介護 1 から 5 と認定された人】

● 在宅サービスを受けるとき

① ケアプラン作成依頼

居宅介護支援事業所に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

② 町へ届出

居宅サービス計画作成依頼届出書を、町の福祉課へ提出します。
（居宅介護支援事業者が代行できます。）

③ ケアプラン作成

居宅介護支援事業所のケアマネジャーと話し合っ課題を分析し、作成したケアプラン原案をもとに利用者や家族、ケアマネジャー、サービス担当者と話し合い、ケアプランを作成します。

④ サービス利用

介護サービス事業者と契約し、「介護サービス」を利用します。

● 施設サービスを受けるとき

① 施設に申込み

入所希望の施設サービス事業者へ直接申込み、契約をします。

② ケアプラン作成

施設のケアマネジャーと話し合っ課題を分析し、作成したケアプラン原案をもとに利用者と家族、ケアマネジャー、サービス担当者と話し合い、ケアプランを作成します。

③ サービス利用

「施設サービス」を利用します。

施設入所者は、施設サービスにかかる費用の 1 割から 3 割の利用料と、食事代や日常生活費を負担することになります。

【要支援 1・2 と認定された人】

①介護予防ケアプラン作成依頼
地域包括支援センターに、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。
②町へ届出
介護予防サービス計画作成依頼届出書を、町の福祉課へ提出します。
③介護予防ケアプラン作成
地域包括支援センターの担当職員と話し合って課題を分析し、介護予防ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議などを経て介護予防ケアプランを作成します。
④サービス利用
介護予防サービス事業者と契約し、「介護予防サービス」または「介護予防・生活支援サービス事業」を利用します。

【非該当と認定された人】

65歳以上の人であれば誰でも利用できる「一般介護予防事業」に参加することができます。参加を希望される人は地域包括支援センターにご相談ください。

【事業対象者と認定された人】

①介護予防ケアマネジメント依頼
地域包括支援センターに、介護予防ケアマネジメントを依頼します。
②町へ届出
介護予防ケアマネジメント依頼届出書を、町の福祉課へ提出します。
③ケアプラン作成
地域包括支援センターの担当職員や家族と話し合って課題を分析し、ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議などを経てケアプランを作成します。
④サービス利用
「介護予防・生活支援サービス事業」を利用します。

②支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。

限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスなどの支給限度

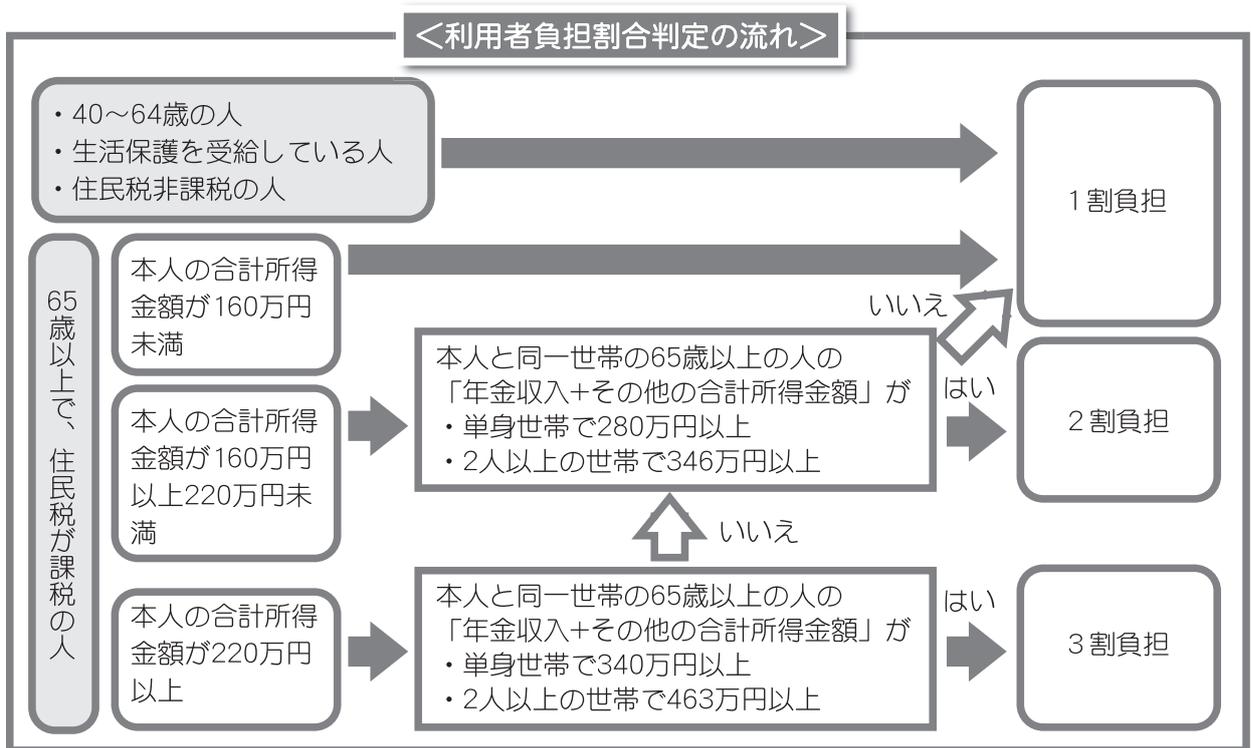
要介護度	居宅サービスの支給限度額（月額）
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

③利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割から3割を負担します。

利用者負担の割合

3割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人



※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や人的控除等を控除する前の所得金額です。長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得を除いた金額です。

※負担割合は個人ごとに決まるので、同じ世帯でも人によって負担割合が異なる場合があります。

④介護保険サービスの種類

在宅で受けられるサービス

在宅で生活しながら利用できるサービスです。

●訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。

●訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

●訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

●訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

●訪問看護（介護予防訪問看護）

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい療養上の世話や診療の補助を受けます。

●通所介護（デイサービス）

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

●通所型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

通所介護施設などで食事、入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

●通所リハビリテーション（デイケア）（介護予防通所リハビリテーション）

介護老人保健施設や病院、診療所などで食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

●短期入所生活介護（ショートステイ）（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

●短期入所療養介護（ショートステイ）（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

●特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

●居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●福祉用具貸与・購入費の支給（介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具購入支給）

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。申請が必要です。

※要支援・要介護1の人には車いす、特殊寝台等原則として対象とならないものがあります。

●住宅改修費の支給（介護予防住宅改修費支給）

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。改修前の事前申請が必要です。

施設サービス 施設に入所して利用するサービスです。要介護 1 から 5 の人が利用できます。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。（原則、要介護 3 以上の人が利用できます。）

●介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し家庭への復帰を支援します。

●介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

地域密着型サービス 住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。原則、住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

●認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）（■）

認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

●地域密着型通所介護（※）

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）（■）

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

●看護小規模多機能型居宅介護（※）（福崎町にはありません）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで介護や医療・看護のケアが受けられます。

●認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）（☆）

認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（□）

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

●夜間対応型訪問介護（※）（福崎町にはありません）

巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。

●地域密着型特定施設入居者生活介護（※）（福崎町にはありません）

定員 29 人以下の介護専用型特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

※は、自立、要支援 1・2 と認定された方は利用できません。

☆は、自立、要支援 1 と認定された方は利用できません。

■は、自立と認定された方は利用できません。

□は、自立、要支援 1・2、要介護 1・2 と認定された方は利用できません。

	Q：こんな場合どうしたらいい？	A：こんなサービスがあります
	自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護／訪問型サービス ●訪問入浴介護
	自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問リハビリテーション ●訪問看護 ●居宅療養管理指導
	寝たきりでも自宅で入浴したいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問入浴介護
	有料老人ホームなどでサービスを受けたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●特定施設入居者生活介護
	外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護／通所型サービス ●通所リハビリテーション ◆認知症対応型通所介護 ◆地域密着型通所介護
	家族の介護の手を休めたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護／通所型サービス ●通所リハビリテーション ●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ◆認知症対応型通所介護 ◆地域密着型通所介護
	夜間に介護をしてほしいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	家庭での介護環境を整えたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修
	介護保険が適用される施設へ入所したいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護老人福祉施設 ◎介護老人保健施設 ◎介護医療院 ◆地域密着型介護老人福祉施設
	状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ◆小規模多機能型居宅介護
	認知症に対応したサービスを受けたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症対応型共同生活介護 ◆認知症対応型通所介護

- 居宅サービス
- ◆地域密着型サービス
- ◎施設サービス

利用者負担の軽減について

⑤ 居住費・食費にかかる費用

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ショートステイの各サービスの利用者のうち下記に該当する人は、居住費、食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

1日あたりの負担限度額

利用者負担段階および対象者		居住費等（日額）				食費（日額）	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（※）	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

■特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

■上の表に当てはまっても、以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯でも預貯金等が下記の金額を超える場合

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※65歳未満の人は収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円、夫婦は2,000万円を超える場合

※個室や従来型個室などの区分については、利用される施設・事業所へお問い合わせください。

※居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に福祉課に申請してください。認定された方には、認定証を交付しますので、施設・事業所に提示してからサービスを利用してください。

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

※非課税年金収入とは遺族年金、障害年金です。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。

利用者負担が高額になったとき

⑥高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

利用者負担段階区分		上限額(世帯合計)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	課税所得 690万円以上	140,100円
	課税所得 380万円以上 690万円未満	93,000円
	課税所得 145万円以上 380万円未満	44,400円
一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		44,400円
住民税世帯非課税等		24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●課税年金収入額^{※1}+その他の合計所得金額^{※2}が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者 		15,000円（個人）
生活保護受給者 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		15,000円（個人） 15,000円

※1 課税年金収入額とは、老齢（退職）年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことです。

※2 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

高額介護サービス費の 対象にならない費用	●支給限度額を超えた利用者負担 ●住宅改修や福祉用具購入の費用 など	●居住費等、食費、日常生活費
-------------------------	---------------------------------------	----------------

⑦高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（毎年8月～翌年7月分まで）の自己負担額を合算し、下表の限度額を超えた額が支給されます。

所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療 制度で医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定されていた算定基準額「世帯で31万円」で計算されます。

その他の利用者負担等軽減施策について

⑧社会福祉法人による利用者負担軽減制度

軽減の申し出のあった社会福祉法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）、特別養護老人ホーム等のサービスを次の軽減対象者が利用した場合、1割の自己負担額が原則4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1）軽減されます。

《軽減対象者及び要件》

世帯全員が市町村民税非課税であり、次の5つの要件を全て満たし、その人の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難の人として町長が認めた人および生活保護受給者、旧措置入所者。

1	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2	預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに、100万円を加算した額以下であること。
3	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5	介護保険料を滞納していないこと。

介護サービス情報等の提供について

⑨介護サービス情報公表制度

（介護サービス情報公表システム）

介護サービス情報公表制度（介護サービス情報公表システム）は、利用者が介護サービス情報入手し、サービス内容や運営状況、施設設備、利用料等を比較・検討して適切に事業所を選択することに役立っています。

【ホームページアドレス】

・・・インターネットで閲覧できます。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php>

スマホでの検索には
専用アプリが便利です！



介護事業所ナビ

介護サービス事業所を
選択する際に役立つ、
様々な機能をご利用いただけます。



質問に答えるだけで
自分に合った事業所が検索できる

近隣の事業所を手軽に検索できる

気になる事業所に電話で問合せ可能

など

▼ダウンロードはこちらから▼

iPhoneを
ご利用の方

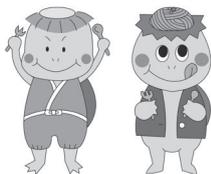


Androidを
ご利用の方



(4) 介護保険制度 Q & A

介護保険制度の内容について多く寄せられるご質問を Q & A でお知らせします。



介護保険制度関係 Q & A

Q：介護保険の対象者は？

A： 40歳以上の方が加入し、65歳以上の人は第1号被保険者、40歳から64歳の医療保険加入者は、第2号被保険者です。虚弱、寝たきり、認知症等の介護が必要な状態になれば要介護認定を受け、介護サービスを受けることができます。

なお、第2号被保険者の方は、末期がん、初老期認知症、脳血管疾患などの特定疾病による原因の場合に、要介護認定及び介護サービスを受けることができます。

Q：介護保険と医療保険は、どう違うのですか？

A： 介護保険と医療保険は、別々の制度です。介護保険は介護が必要な状態となり、介護サービスを利用する場合の保険です。

医療保険はケガや病気で病院を受診したり、入院したりするときの保険です。

Q：介護保険被保険者証はいつ発行されますか？

A： 介護保険にも医療保険のように被保険者証があります。

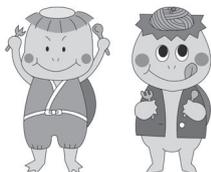
65歳以上の第1号被保険者は、交付の申請をしなくても65歳の誕生月から翌月までに全員に交付されます。

また、40歳から64歳の第2号被保険者については、要介護認定を受けたときに交付されます。

Q：介護サービスを利用したときの利用者負担はどうなっていますか？

A： 原則として介護保険サービスにかかる本人負担は、1割から3割となっています。施設入所・ショートステイを利用する場合は、食事や居住費など費用も利用者負担となりますが、低所得者には軽減制度があります。

また、利用者負担が一定額を超えた場合は、高額介護サービス費が支給されます。



認定関係 Q & A

Q：介護サービスを利用したいのですが、どうすればいいですか？

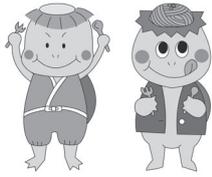
A： 介護サービスを利用するには、要介護認定が必要です。介護保険被保険者証をご持参のうえ、地域包括支援センターで申請をしてください。家族の方などの代理申請も可能です。

Q：認定申請をしてから、認定結果がでるまでどれくらいかかりますか。またその後、介護サービスを受けるまではどうしたらいいですか？

A： 訪問調査や認定審査会での審査があり、約1ヶ月かかります。

認定後、介護サービスを受けるまでには、まずケアマネジャーと契約をします。

ケアマネジャーがご本人に合ったサービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づいてサービスを受けることができます。



介護保険料関係 Q & A

Q：毎年、保険料は変わるのですか？

A：第1号被保険者の保険料は原則3年間同じです。ただし、前年中の所得に大きな変動があれば保険料が変更になる場合があります。

第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は医療保険者により異なります。

Q：住んでいる地域（市町）によって介護保険料は違うのですか？

A：地域によって違います。第1号被保険者（65歳以上）の保険料基準額は、それぞれの市町の高齢者人口や要介護者数、介護サービス量等を基に計算されますので、介護サービス費用を多く支出する市町は、必然的に保険料も高くなります。

福崎町では、高齢者の人口、サービス利用者が年々増加しています。それに伴いサービス利用量も増加しています。なお、第2号被保険者（40歳～64歳）は医療保険ごとに違ってきます。

Q：介護保険料が上がるのはなぜですか？

A：介護保険料は、介護サービスにかかる費用が多くなれば必然的に高くなります。福崎町の介護保険料が上がる要因としては、○高齢化率が高くなり、要介護認定者やサービス利用者が増えている。

○在宅介護より、介護サービスの費用単価が高い介護保険施設の利用が増えている。

等の理由が挙げられます。

Q：保険料はなぜ納めなければいけないのですか？

A：介護保険は、40歳以上の被保険者が納める保険料50%と国・県・町が負担する公費50%で賄われており、社会全体で支える仕組みです。皆様から納めていただいた保険料で介護保険の給付をしています。

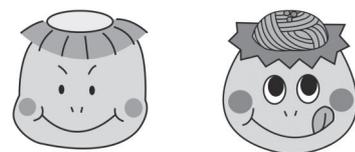
利用者が使った介護保険サービスについて、利用者に1割から3割の負担をしていただきますが、残りの9割から7割を介護保険で賄っています。

制度を維持していくためにも必ず納めていただく必要があります。

また、介護サービスを受けない場合も相互扶助の概念により、納めていただく必要があります。

Q：第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）は保険料のしくみが違うのですか？

A：第1号被保険者は、市町ごとに決められます。第2号被保険者は、加入している医療保険によって異なります。その額は給与や所得等に応じて算定されます。



(5) 福崎町内及び近隣の介護サービス事業所(抜粋)

■在宅で受けられるサービス

居宅介護支援事業所(ケアプラン)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	アキタケメディカル「さくら」介護センター	〒679-2214 福崎町福崎新 73-3 (アキタケ診療所内)	0790-22-5015	0790-22-1436
2	居宅介護支援事業所吉田クリニック	〒679-2212 福崎町福田 275-1	0790-24-3737	0790-24-3030
3	J A兵庫西神飾介護センター	〒679-2214 福崎町福崎新 145-1	0790-22-7001	0790-22-7002
4	ケアプラン愛の里居宅介護支援事業所	〒679-2201 福崎町大貴 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
5	福崎町社会福祉協議会福崎町在宅介護支援センターすみよしの郷	〒679-2201 福崎町大貴 446	0790-22-7134	0790-22-7024
6	愛ケア・サービス介護支援事業所	〒679-2212 福崎町福田 330-9	0790-23-1751	0790-35-9876
7	居宅介護支援事業所ふくさき	〒679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790-22-7931	0790-22-0831
8	居宅介護支援事業所ケア Labo	〒679-2204 福崎町西田原 962	0790-22-7780	0790-22-7787
9	ケアプランかんざき	〒679-2414 神河町粟賀町 385	0790-32-2422	0790-32-1962
10	ケアプランまーの	〒679-2425 神河町東柏尾 673-1 107号	0790-27-8113	0790-27-8123
11	ひまわり荘居宅介護支援事業	〒679-2302 市川町下牛尾 670	0790-27-1330	0790-27-0600
12	株式会社アミューズ 24	〒679-2323 市川町甘地 196	0790-26-3009	0790-26-3312
13	居宅介護支援事業所ひなみ	〒679-2131 姫路市香寺町犬飼 505-1	079-232-6622	079-232-6699
14	居宅介護支援事業所香照苑	〒679-2132 姫路市香寺町須加院 338-506	079-264-5567	079-264-7548
15	姫路医療生協居宅介護支援事業所香寺	〒679-2143 姫路市香寺町中仁野 261-7	079-265-1711	079-265-1800
16	ケアプランセンター逢和	〒679-2143 姫路市香寺町中仁野 83-2	079-232-7786	079-232-7787
17	ネパールンド居宅介護支援事業所	〒679-2101 姫路市船津町 5271-16	079-232-8310	079-232-8313
18	居宅介護支援事業所ひかり	〒679-2101 姫路市船津町 1340-1	079-232-1797	079-232-1786
19	居宅介護支援事業所キャッシル真和	〒679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079-263-2683	079-263-2344
20	有限会社花北ケアサービス	〒670-0864 姫路市野里中町 1-38	079-288-3730	079-288-3736
21	居宅介護事業所ケアプランマリア	〒670-0801 姫路市仁豊野 650	079-265-5143	079-265-5127
22	夢前白寿苑居宅介護支援センター	〒671-2135 姫路市夢前町塚本 77-9	079-335-2578	079-335-1060
23	居宅介護支援事業所歩歩	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 2935-1	079-336-0212	079-336-0869
24	ゆめさき三清荘居宅介護支援事業所	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 4514	079-336-1335	079-336-1337
25	ほおずきケアプランセンター姫路	〒670-0837 姫路市宮西町 3-6-1	079-221-8001	079-221-8002
26	居宅介護支援センター泉の杜	〒679-2121 姫路市豊富町神谷 3041-20	079-264-8180	079-264-8171
27	ケアプランたかはし	〒670-0804 姫路市保城 140-2	079-240-6900	079-240-6901
28	居宅介護支援事業所ケアサービス神姫しらくに	〒670-0808 姫路市白国 5-11-27	079-286-7003	079-286-7007
29	ケア 21 ひめじのざと	〒670-0808 姫路市白国 1-3-1	079-282-7521	079-282-7221
30	ケアプラン快晴	〒672-8023 姫路市白浜町甲 402-11	079-278-3286	079-278-4539
31	オリーブ加西居宅介護支援事業所	〒675-2311 加西市北条町横尾字大坪 150-1	0790-43-7755	0790-43-7766
32	居宅介護支援事業所サークル	〒675-2311 加西市北条町横尾 250-1 201号	0790-43-1188	0790-43-1177
33	医療法人社団弘秀会米田病院居宅介護支援センター	〒675-2242 加西市尾崎町字野田 10-1	0790-48-3591	0790-48-3965
34	第二サルビア荘居宅介護支援事業所	〒675-2312 加西市北条町北条 348-1	0790-42-0100	0790-42-0120
35	ファーストケア居宅介護支援事業所	〒675-2322 加西市北条町西高室 466-3	0790-43-1150	0790-43-1151
36	社会福祉法人楽久園会居宅介護支援事業所	〒677-0113 多可町八千代区俵田 111-27	0795-37-0174	0795-37-1830

訪問介護(ヘルパー)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	福崎町社会福祉協議会ホームヘルプステーション	〒679-2201 福崎町大貫 446	0790-22-7135	0790-22-6215
2	J A兵庫西神飾介護センター	〒679-2214 福崎町福崎新 145-1	0790-22-7001	0790-22-7002
3	有限会社愛ケア・サービス	〒679-2212 福崎町福田 330-9	0790-23-1751	0790-23-1751
4	有限会社愛の里訪問介護事業所	〒679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
5	ヘルパーステーションふくさぎ	〒679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790-22-7031	0790-22-0831
6	ひまわり荘訪問サービス	〒679-2204 福崎町福田 118-3	0790-35-8778	0790-23-1305
7	陽なたほっこ	〒679-2203 福崎町南田原 776-1 2F南	0790-22-1350	0790-35-8633
8	訪問介護事業所ハピネス	〒679-2204 福崎町西田原 1481-8-3F	0790-22-0352	0790-22-0353
9	ヘルパーステーション歩歩市川	〒679-2332 市川町田中 227-1	0790-28-2011	0790-28-2013
10	株式会社アミューズ24	〒679-2323 市川町甘地 166-3	0790-26-3009	0790-26-1806
11	有限会社花北ケアサービス	〒670-0864 姫路市野里中町 1-38	079-288-3912	079-288-3736
12	居宅サービス事業所介護サービスマリア	〒670-0801 姫路市仁豊野 650	079-265-5199	079-265-5127
13	ニチケアセンター姫路	〒670-0947 姫路北条448-9エイジングコート姫路1F	079-225-8011	079-225-8013
14	コケッココースマイル	〒675-2242 加西市尾崎町字野田 10-1	0790-48-3591	0790-48-3965

通所介護(デイサービス)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	福崎町第1老人デイサービスセンターなぐさの郷	〒679-2215 福崎町西治 474-6	0790-23-0310	0790-23-0322
2	福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷	〒679-2201 福崎町大貫 446	0790-22-6663	0790-22-7024
3	愛の里デイサービスセンター	〒679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
4	愛の里第2デイサービスセンター	〒679-2214 福崎町福崎新 365	0790-23-0007	0790-23-0070
5	花さきデイサービス	〒679-2215 福崎町西治 1487-1	0790-35-8078	0790-24-5025
6	共生型デイサービスケアLabo	〒679-2204 福崎町西田原 962	0790-22-7780	0790-22-7787
7	デイサービスセンター虹の森	〒679-2202 福崎町八千種 2252	0790-33-9123	0790-33-9160
8	「さくら」デイサービスセンター神崎	〒679-2434 神河町吉富 1597-1	0790-32-3690	0790-32-3693
9	お散歩デイにょん	〒679-2323 市川町甘地 187-1	0790-26-3024	0790-26-3324
10	リハビリセンター健康堂	〒679-2323 市川町甘地 171-18	0790-26-2238	0790-27-8615
11	J A兵庫西甘地介護センター	〒679-2323 市川町甘地 804-1	0790-26-3555	0790-26-3711
12	ネパールランドデイサービスセンター	〒679-2101 姫路市船津町 5271-16	079-232-8311	079-232-8313
13	デイサービスセンターひかり	〒679-2101 姫路市船津町 1340-1	079-232-1785	079-232-1786
14	デイサービスセンターはるか	〒679-2101 姫路市船津町 5270-61	079-280-5578	079-280-5579
15	キャッシル真和デイサービスセンター	〒679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079-263-2325	079-263-2344
16	デイサービス花みずぎ	〒679-2123 姫路市豊富町豊富 915-2	079-264-8833	079-264-8844
17	デイサービスセンター歩歩	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 2935-1	079-336-0260	079-336-0869
18	元気あっぷ加西デイサービスセンター	〒675-2311 加西市北条町横尾字大坪 150-1	0790-43-8585	0790-43-8586
19	おうちデイはる	〒675-2302 加西市北条町栗田 123-6	0790-35-9108	0790-35-9110

訪問入浴介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	アサヒサンククリーン在宅介護センター姫路	〒670-0935 姫路市北条口1丁目9	079-282-2182	079-282-2183

訪問看護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	吉田クリニック	〒679-2212 福崎町福田 294-5	0790-22-0004	0790-24-4650
2	訪問看護リハビリステーションふくさき	〒679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790-22-7831	0790-22-0831
3	有限会社愛の里	〒679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
4	虹の森訪問看護ステーション	〒679-2202 福崎町八千種 2252	0790-22-9123	0790-33-9160
5	かんだぎ訪問看護ステーション	〒679-2414 神河町栗賀町 385	0790-32-2422	0790-32-1962
6	訪問看護リハステーションまーの	〒679-2425 神河町東柏尾 673-1-107	0790-35-8321	0790-35-8326
7	姫路医療生協訪問看護ステーション花北	〒670-0802 姫路市砥堀 630	079-263-9201	079-263-9205
8	訪問介護エンゼル	〒679-2132 姫路市香寺町須加院 338-316	079-264-7187	079-255-3960

訪問リハビリテーション

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ミナミ整形外科・内科循環器科	〒679-2203 福崎町南田原 2971-1	0790-23-0789	0790-23-0879
2	アキタケ診療所	〒679-2214 福崎町福崎新 73-3	0790-22-5012	0790-22-1436

通所リハビリテーション(デイケア)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ミナミ整形外科・内科循環器科	〒679-2203 福崎町南田原 2971-1	0790-23-0789	0790-23-0879
2	公立神崎総合病院	〒679-2414 神河町栗賀町 385	0790-32-2443	0790-32-2528
3	介護老人保健施設マリア・ヴィラ	〒670-0801 姫路市仁豊野 650	079-265-5131	079-265-5003
4	日並内科外科医院	〒679-2131 姫路市香寺町犬飼 502	079-232-1730	079-232-4582
5	介護老人保健施設夢前白寿苑	〒671-2135 姫路市夢前町塚本 77-9	079-335-3320	079-335-1060
6	介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	〒675-2243 加西市中西町字広野 616-1	0790-48-8190	0790-48-8191
7	介護老人保健施設加西白寿苑	〒675-2321 加西市北条町東高室 1231-1	0790-43-9800	0790-43-9801



短期入所生活介護(ショートステイ)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	特別養護老人ホームサルビア荘	〒679-2201 福崎町大貫 580	0790-22-6001	0790-22-5256
2	「さくら」ショートステイ	〒679-2434 神河町吉富 1597-1	0790-32-3690	0790-32-3693
3	特別養護老人ホームうぐいす荘	〒679-2415 神河町福本字中茶屋山 1241-3	0790-32-2257	0790-32-2596
4	特別養護老人ホームあやめ苑	〒679-3115 神河町比延 277	0790-34-1800	0790-34-1801
5	ひまわり荘ショートステイ	〒679-2302 市川町下牛尾 680	0790-27-0800	0790-27-0600
6	ヴィレッジにょん	〒679-2323 市川町甘地 187-1	0790-26-3024	0790-26-3324
7	ショートステイこうろ苑	〒679-2151 姫路市香寺町香呂 55-1	079-232-0026	079-232-0500
8	ショートステイ香照苑	〒679-2132 姫路市香寺町須加院 338-506	079-264-5567	079-264-5690
9	ショートステイキャッシル真和	〒679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079-263-2325	079-263-2344
10	特別養護老人ホームネパールンド	〒679-2101 姫路市船津町 5271-16	079-232-8311	079-232-8313
11	ショートステイ泉の杜	〒679-2121 姫路市豊富町神谷 3041-20	079-264-8170	079-264-8171
12	ショートステイゆめさき三清荘	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 4514	079-336-1336	079-336-1337
13	夢の里短期入所生活介護事業所	〒671-2131 姫路市夢前町戸倉 1105-38	079-337-6666	079-337-6667
14	加西の里短期入所生活介護事業所	〒675-2241 加西市段下町字奥山 848-14	0790-48-2552	0790-48-3884
15	特別養護老人ホーム春夏秋冬	〒675-2222 加西市坂本町 1027-5	0790-48-8888	0790-48-4822
16	特別養護老人ホーム第二サルビア荘	〒675-2401 加西市国正町 1931-2	0790-45-1801	0790-45-1807
17	特別養護老人ホームゆりの荘	〒677-0113 多可町八千代区俵田 111-27	0795-37-0174	0795-37-1986

■施設で受けられるサービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	特別養護老人ホームサルビア荘	〒679-2201 福崎町大貫 580	0790-22-6001	0790-22-5256
2	特別養護老人ホームうぐいす荘	〒679-2415 神河町福本字中茶屋山 1241-3	0790-32-2257	0790-32-2596
3	特別養護老人ホームあやめ苑	〒679-3115 神河町比延 277	0790-34-1800	0790-34-1801
4	特別養護老人ホームひまわり荘	〒679-2302 市川町下牛尾 680	0790-27-0800	0790-27-0600
5	特別養護老人ホーム香照苑	〒679-2132 姫路市香寺町須加院 338-506	079-264-5567	079-264-5690
6	特別養護老人ホームネパールンド	〒679-2101 姫路市船津町 5271-16	079-232-8311	079-232-8313
7	特別養護老人ホームキャッシル真和	〒679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079-263-2325	079-263-2344
8	特別養護老人ホーム光寿園	〒671-2112 姫路市夢前町塩田 118-1	079-336-1101	079-336-1102
9	特別養護老人ホーム夢の里	〒671-2131 姫路市夢前町戸倉 1105-38	079-337-6666	079-337-6667
10	特別養護老人ホームサン・ビレッジ夢前	〒671-2115 姫路市夢前町又坂 405	079-335-2332	079-335-3883
11	特別養護老人ホームゆめさき三清荘	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 4514	079-336-1336	079-336-1337
12	特別養護老人ホーム泉の杜	〒679-2121 姫路市豊富町神谷 3041-20	079-264-8170	079-264-8171
13	特別養護老人ホームサンライフ御立	〒670-0072 姫路市御立東 5-1-1	079-291-6666	079-291-6667
14	特別養護老人ホーム加西の里	〒675-2241 加西市段下町字奥山 848-14	0790-48-2552	0790-48-3884
15	特別養護老人ホーム春夏秋冬	〒675-2222 加西市坂本町 1027-5	0790-48-8888	0790-48-4822
16	特別養護老人ホーム第二サルビア荘	〒675-2401 加西市国正町 1931-2	0790-45-1801	0790-45-1807
17	特別養護老人ホームゆりの荘	〒677-0113 多可町八千代区俵田 111-27	0795-37-0174	0795-37-1986

介護老人保健施設

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	介護老人保健施設かみかわ	〒679-2414 神河町粟賀町422	0790-31-3880	0790-31-3882
2	介護老人保健施設マリア・ヴィラ	〒670-0801 姫路市仁豊野650	079-265-5131	079-265-5003
3	介護老人保健施設夢前白寿苑	〒671-2135 姫路市夢前町塚本77-9	079-335-3320	079-335-1060
4	老人保健施設カノープス姫路	〒671-0221 姫路市別所町別所960-1	079-252-7111	079-252-7088
5	老人保健施設ハピネス五葉	〒670-0012 姫路市本町165	079-288-9881	079-288-9882
6	老人保健施設老人ケアセンター緑ヶ丘	〒670-0061 姫路市西今宿5丁目3-8	079-293-3211	079-294-5311
7	光が丘老人保健施設	〒671-0234 姫路市御国野町国分寺267	079-252-6601	079-252-2331
8	介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	〒675-2243 加西市中西町字広野616-1	0790-48-8190	0790-48-8191
9	介護老人保健施設加西白寿苑	〒675-2321 加西市北条町東高室1231-1	0790-43-9800	0790-43-9801

介護医療院

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	米田病院介護医療院	〒675-2242 加西市尾崎町字野田10-1	0790-48-3591	0790-48-3965
2	國富胃腸病院介護医療院	〒671-2222 姫路市青山3丁目33-1	079-266-2355	079-267-1316
3	医療法人恵風会介護医療院ヴェルデ	〒670-0061 姫路市西今宿5丁目3-8	079-293-3315	079-294-5311
4	厚生病院介護医療院	〒670-0074 姫路市御立西4丁目1-25	079-292-1109	079-298-3067

■地域密着型サービス（福崎町）

認知症対応型通所介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷	〒679-2201 福崎町大貫446	0790-22-6663	0790-22-7024
2	ふるさとの家	〒679-2203 福崎町南田原1185	0790-24-2630	0790-24-2633

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	グループホームサルビア	〒679-2201 福崎町大貫580	0790-22-6001	0790-22-5256
2	グループホーム CHIAKI ほおずき福崎	〒679-2203 福崎町南田原757-1	0790-24-5600	0790-24-5601
3	ひまわり荘福崎の家	〒679-2204 福崎町西田原字前田1693-1	0790-24-0400	0790-24-0600

小規模多機能型居宅介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ふるさとの家	〒679-2203 福崎町南田原1185	0790-24-2630	0790-24-2633
2	小規模多機能ホームもちもちの木	〒679-2215 福崎町西治1487-1	0790-35-8077	0790-24-5025

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	特別養護老人ホームサルビア荘	〒679-2201 福崎町大貫580	0790-22-6001	0790-22-5256

地域密着型通所介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	デイサービス CHIAKI ほおずき福崎	〒679-2203 福崎町南田原757-1	0790-24-5600	0790-24-5601
2	デイサービス優	〒679-2212 福崎町福田403-13	0790-22-7556	0790-35-9778
3	リハビリデイサービスふくさき	〒679-2203 福崎町南田原1933-1	0790-22-7131	0790-22-7031

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	愛の里安心サポートセンター	〒679-2201 福崎町大貫2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374

■サービス付き高齢者住宅（福崎町）

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	プラチナスクエアひまわり	〒679-2212 福崎町福田118-3	0790-35-8778	0790-23-1305

※介護保険事業者情報は独立行政法人福祉医療機構が展開するホームページ

「WAM NET（フムネット）」上の、「介護事業者情報」に最新の情報が掲載されています。

<http://www.wam.go.jp/kaigo/>

※介護サービス情報公表システムについて

介護サービス情報公表システムでは、利用者が介護サービスや事業所、施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供しています。この介護サービス情報公表システムを使うことで、インターネットでいつでも誰でも気軽に介護サービスや事業所、施設の情報を入手することができますのでご利用ください。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php>